

公務災害・通勤災害のしおり

(第八訂版)



地方公務員災害補償基金群馬県支部

前橋市大手町一丁目1-1 (群馬県総務部人事課内)

TEL (027) 223-1111 内線2075・2076・2077

ダイヤルイン (027) 226-2075・2076

1 公務災害の考え方

地方公務員が公務により負傷したり、疾病にかかったりしたときは、公務災害として扱われます。つまり、地方公務員についての労働災害ということになるわけです。

しかし、一口に公務災害といっても、負傷のように災害の原因が明らかかなものを除いて、その災害が公務災害として扱われるものかどうかを判断するのはなかなか難しいものです。

災害が公務災害(正確には「公務上の災害」といいます)と認定されるためには、その災害が公務と相当因果関係をもって発生したと認められることが必要です。

公務上の災害と認められるかどうかの認定基準を災害の状態別にみるとおおむね次のとおりです。

◎負傷の場合—公務遂行性があるかどうか—

公務中に負傷した場合は、その負傷の原因と負傷とが直接結びついていて、公務との相当因果関係の有無が判断しやすいケースが多くなっています。そのため、仕事に起こったケガの多くは公務上の災害と認められます。



ここで問題となるのが公務遂行性の有無です。

具体的には、自己の職務遂行中、生理的行為等の合理的行為中、職務に必要な準備又は後始末行為中、出張中や訓練中の負傷などは公務遂行性が認められ公務上の災害と認められます。

また、任命権者が福利厚生事業として主催するレクリエーションに参加している際の負傷や、勤務公署の設備の欠陥等による負傷も公務上の災害と認められます。

◎疾病の場合—公務起因性があるかどうか—

疾病の場合は、公務に従事したことと疾病の発症との間に時間がおかれるケースが多いため、その疾病が公務と相当因果関係をもって発症したものかどうか、公務上の災害と認められるためのポイントとなります。

例えば、仕事に脳出血が発症したというだけでは、公務上の災害とは認められません。仕事上、精神的肉体的に極度の緊張を強いられる突発的な出来事に遭ったとか、激務が継続したために発病した等のように、公務が過重であったためにその疾病が発症したと認められる場合に公務上の災害とされます。このような疾病の場合には、勤務の異常性、過重性等が認定の決め手となるので、被災前の勤務内容、時間外勤務等の状況、突発事故の有無等をよく調査する必要があります。

また、特定の職務に就く人がかかる職業病も、公務上の災害と認められます。

以上のように負傷の場合、疾病の場合とも公務災害と認められますが、次のような災害の場合には、勤務中であっても原則として公務災害とはなりません。



・私的行為による災害

例えば、勤務中に個人的な買い物をしている際に転んで負傷した場合などは、災害の発生原因が明らかに私的な行為であり、公務遂行性が認められません。

・天災地変による災害

地震、雷などによる災害は自然災害であり、通常の場合公務起因性は認められません。天災地変による災害を被りやすい公務上の事情がある場合を除き、通常は公務外の災害とされます。

・私的怨恨による災害

職務に伴う怨恨により乱暴され負傷した場合は公務上の災害と認められますが、例えば、勤務中に私的な理由で口論となり乱暴され負傷した場合等は、私的怨恨によるものであり、勤務中に乱暴されたとしても、公務遂行性は認められません。



2 通勤災害の考え方

通勤災害とは通勤に起因する災害のことです。「通勤」とは勤務のために住居と勤務場所との間を、合理的な経路・方法で往復することとされています。

災害が発生した際の行動が通勤に該当するかについては、色々な観点から検討されますが、主として次の基準によっています。



・勤務のために行っている移動であること

勤務場所に行く行為であっても、勤務のために行くのでなければ通勤とは認められません。

・住居(自宅等)と勤務の場所を起点・終点としていること

例えば、宴会の後、たまたま宿泊した友人の家から勤務場所に行く行為は通勤とは認められません。

なお、単身赴任をしている職員が毎月1回家族の住む家に帰り、その家から直接勤務の場所に通う場合、家族の住む家は住居と認められます。

・合理的な経路・方法によっていること

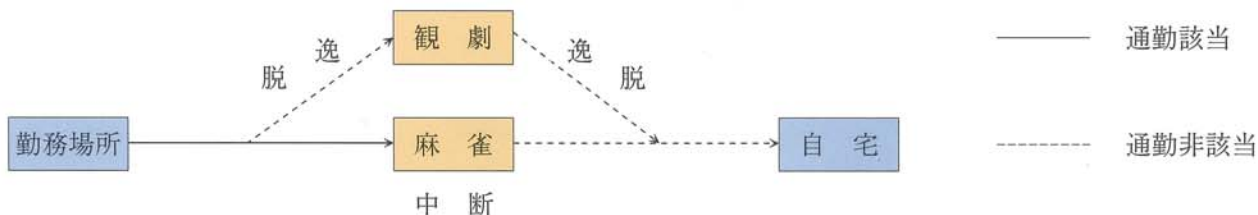
理由もなく迂回した場合は、合理的な経路とは考えられないので、通勤とは認められません。また、片道40kmを自転車で通うような場合は、合理的な方法とは認められません。

なお、共働きの職員が子供を託児所に連れていくための迂回は合理的経路とされます。また、交通事情等により通勤届と異なった経路を通ったとしても、経路の合理性が認められれば、通勤災害として扱われます。

・経路からそれたり、往復行為が途切れたりしていないこと

例えば、帰宅途中に日用品以外のもの(ピアノ、テレビ、ゴルフ用品等)の購入、観劇、送別会、ゴルフ、ボーリング、麻雀等をするため経路をそれたり(逸脱といいます)、往復行為を途切れさせたり(中断といいます)した場合は、その逸脱や中断以降は通勤とは認められません。





なお、日用品の購入、税金・光熱費等の支払、理髪店や美容院に行く等のために逸脱や中断をした場合は、その日用品の購入等を終え合理的な経路に戻った後は通勤と認められます。

また、帰宅途中に学校(趣味や娯楽のための学校を除きます)に通ったり、診察や治療を受けたため病院や診療所に行ったりする場合も合理的な経路に戻った後は通勤と認められます。

3 災害が発生したら

◎まず、医療機関へ！

まずは、負傷や疾病の治療を行うことが先決です。できるだけ早く医療機関の治療を受けるようにしてください。

この場合、できるかぎり専門の医療機関(骨折・脱臼は整形外科、頭部外傷は脳外科等)で治療を受けるようにして下さい。

また、基金が契約している「指定医療機関」がありますので、なるべく指定医療機関で受診するようにしてください。



・療養費の支払い

医療機関で治療を受ける際に、公務災害(通勤災害)の認定手続をとる予定であることを医療機関に告げて、療養費の請求を待ってもらってください。公務上の災害(通勤災害該当)と認定された後に、基金から療養の費用が支払われることになります。

公務上の災害(通勤災害該当)と認定された場合は、必要な療養費は基金が支払うことになるため、医療機関での診察や治療は無料で受けられます。なお、指定医療機関で受診した場合は手続が簡単に済みます。

・指定医療機関とは

指定医療機関は、基金が行う療養の給付を基金に代わって行うとともに公務傷病診断書や医学的意見書の発行など地方公務員災害補償制度の円滑な運営に協力している医療機関です。基金群馬県支部では群馬県医師会を通じて県内約600の医療機関と指定医療機関の契約を結んでいます。

◎次に、認定請求の手続を

基金では公務災害(通勤災害)の認定請求に基づき認定しているので、公務災害(通勤災害)が発生したらすみやかに認定請求の手続をしてください。

所属の担当者に災害の発生状況を話して、認定請求書に公務傷病診断書、現認書その他の必要な書類を添えて、所属、任命権者を經由して基金群馬県支部に請求してください。

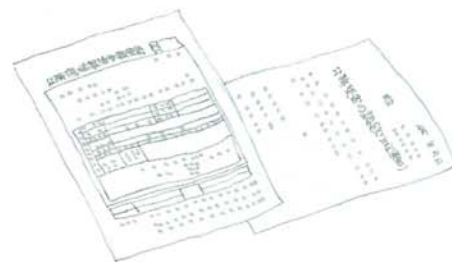
・群馬県支部への連絡

腰痛の事案や脳心臓疾患事案、死亡事案の場合はいろいろな調査を必要とする場合があるので、認定請求をする前に予め電話で基金群馬県支部に連絡してください。

公務上の災害(通勤災害該当)に当たるか疑問の場合は、基金群馬県支部に連絡し相談してください。

◎公務災害(通勤災害)と認定されたら

基金群馬県支部は、認定請求書が提出されると、請求書を審査して認定を行い、その認定の結果を認定通知書により通知します。災害が公務上の災害又は通勤災害該当と認定された場合は、すみやかにその旨を医療機関に申し出て下さい。その際、認定通知書を医療機関に提示してください。

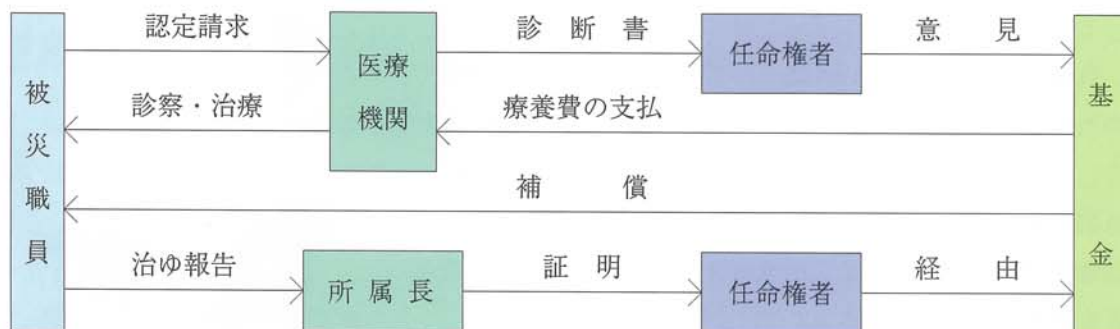


◎治ゆの報告

負傷や疾病が治ゆした場合は、認定の際認定通知書と併せて送付する治ゆ報告書を、所属長の証明を受け任命権者を經由して、基金群馬県支部に提出して下さい。

この場合の治ゆとは完全治ゆだけでなく、症状が固定し、もはや治療効果が期待できなくなった場合も含まれます。

〈事務の流れ〉



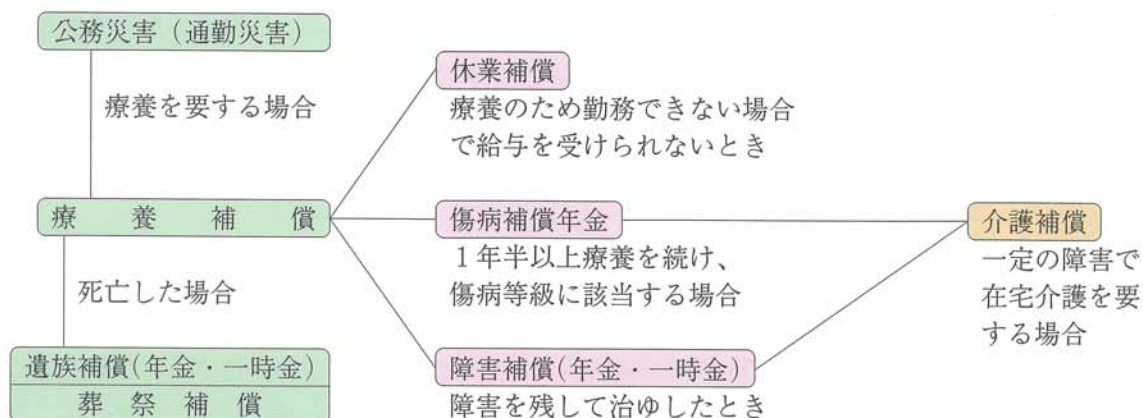
4 補償・福祉事業の種類

公務上の災害(通勤災害該当)と認定された場合は補償及び福祉事業が受けられます。

◎補償

補償とは、職員が公務災害(通勤災害)に遭ったために被った療養費や労働能力等の損失を補填するために基金が行うものです。この場合の損失は人的損害に限られています。ですから、公務災害(通勤災害)によって壊れた自動車の修理代や破れた服の修繕代等の物的損害は補償の対象とはなりません。

具体的には次のものが補償として支給されます。



◎福祉事業

福祉事業とは、被災職員が特定の場合にあるときに、補償を補うものとして付加的に給付されるものです。具体的には次のものが福祉事業として給付されます。

外科後処置、補装具の支給、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金、長期家族介護者援護金

5 共済組合証を使用した場合

公務災害(通勤災害)の場合は原則として共済組合員証を使用することはできません。公務災害(通勤災害)の認定請求の受付期間中は、医療機関に話して療養費の請求を待ってもらうことになります。

しかし、手続が遅れる場合や認定に時間がかかる場合(疾病事案の場合は公務起因性の判断が難しいこともあって、認定までに2~3ヶ月程かかることがあります。)には、医療機関の必要等のため、とりあえず共済組合員証を使用しなければならないときがあります。その場合には公務上の災害(通勤災害該当)の認定通知書を受け取った月の分から基金の行う療養補償に切り替えてください。

なお、認定通知書を受け取る前に共済組合員証を使って療養を受けていた間の療養費用は、後に共済組合から基金に還付請求があり、これによって清算されるので、職員が医療機関等と清算をする必要はありません。

6 第三者の行為による災害

災害が交通事故のような第三者の加害行為による場合には、原則として被災職員が第三者に対し損害賠償請求をしてもらうことになります。

しかし、事故の程度が大きく治療費が高額となる場合や職員側の過失が大きい場合は基金に補償請求をする方が円滑な補償が行われます。また、第三者に誠意がない場合や第三者に資力がない場合、第三者が誰であるか特定できない場合、第三者が所在不明な場合、その他職員が損害賠償請求をすることが適当でない場合は第三者に損害賠償請求をしても、十分な賠償が得られないときがあります。これらの場合には、職員から基金に申し出てもらって、第三者からの損害賠償より先に基金が補償することができます。(この場合基金が職員に代わり、加害者に求償することになります。)



* 災害をなくして明るい職場 *

基金が行っている各種の補償は、本人の損失や、かかった経費を単に補填するだけのものです。災害は、本人や家族にとって大きな負担や不幸をまねきます。事故のない明るい職場環境をお互いの手でつくりましょう。